

## 令和7年（2025年）2月28日 午後5時 必着

下記チェック項目で、全ての書類がそろっていることを確認してください。

※ 実績報告書類一式が期限までに届かなかった場合は、交付決定を取り消す場合があるのでご注意ください。

チェック	<p>① ⇒ 市の様式を使用して申請者が作成する書類。 ②～⑥ ⇒ 申請者が用意する書類。 ⑦ ⇒ 太陽光パネルの定格出力値が <b>10kw以上の場合</b>の書類。</p>
	<p>① <b>実績報告書（様式第7号）</b> 裏面も必ず記入して下さい。</p>
	<p>② <b>領収書（写）</b> 対象システムに関する経費が確認できるもの 発行者の印が押印されたもの</p>
	<p>③ <b>住民票（原本）</b> 申請した設置場所と住民票の住所が一致していること。 申請者本人のみで可。概ね3ヶ月以内のもの。</p>
	<p>④ <b>対象システム保証書（写）</b> 原則としてメーカー発行のもの メーカー名、蓄電池の型式、容量、製造番号が確認できるもの</p>
	<p>⑤ <b>設置箇所の現況を示す写真（設置後のもの）</b> ・設置前の写真から比較して、設備の設置場所及び設置状態が確認できるカラー写真（設置住宅の全景、システムの全景、蓄電システムの型式及び製造番号） ※撮影日を記載すること。 ※蓄電システムの型式及び製造番号が不鮮明なものは受付できません。</p>
	<p>⑥ <b>太陽光発電システムの設置が確認できる下記のいずれかの書類</b> ・パワーコンディショナーの型式名・製造番号が確認できる保証書又は写真 ・令和6年4月以降の太陽光の発電量が確認できる書類 （日付が表示されている発電中モニター画面の写真又は売電の検針票等）</p>
	<p>⑦ <b>10kW未満の太陽光発電の「事業計画申請」等の写し</b> 「再生可能エネルギーの固定買取制度」に基づく以下の書類 ・再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）の写し又は電子申請画面の写し</p>
<p><b>書類は返却できませんので、コピーをとっておいて下さい。</b></p>	